

平成30年度事業計画書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日



君津市社会福祉協議会 マスコットキャラクター
「ほのぴー」



社会福祉法人
君津市社会福祉協議会

平成30年度の基本方針

我が国における少子高齢化問題は、地域コミュニティの維持を困難にさせるものであり、加えて単身世帯の増加による社会的孤立、社会的弱者に対する虐待等の権利侵害、貧困の世代間連鎖等、現状の福祉制度の枠組みだけでは対応しきれない課題が山積しており、その解決に向けて、地域が一体となって取り組む必要があります。

このような状況の中で、国においては「我が事・丸ごと」による地域共生社会の実現に向けた体制整備、地域包括ケアの推進など、新たな福祉施策が展開されております。さらに、公益性や透明性の徹底、地域社会への貢献を主とする社会福祉法人制度改革が進められるなど、社会福祉施策は大きな変革期を迎えており、社会福祉協議会にも大きな期待が寄せられております。

そのため、君津市社会福祉協議会では、君津市の地域福祉を推進する中核的な組織としての使命を果たすべく、これまで以上に、地域の福祉課題や生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に率先して取り組み、地域福祉活動計画の基本理念「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」の実現に向け、事業を展開してまいります。

【 君津市社会福祉協議会の事業体系 】

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

1 法人の運営	2ページ
2 社会福祉事業の企画及び実施	4ページ
3 社会福祉に関する調査研究、広報啓発	6ページ
4 社会福祉施設の管理運営	7ページ

II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援	10ページ
2 君津市地域福祉活動計画の進行管理・次期計画策定	12ページ
3 社会福祉団体の活動支援・援助育成	13ページ
4 ボランティア活動・福祉教育の推進	14ページ

III 福祉サービス利用支援部門（権利擁護・総合相談）

1 日常生活自立支援事業	16ページ
2 成年後見事業	17ページ
3 福祉資金貸付事業	18ページ
4 ふれあい相談事業	19ページ

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

1 住民参加型ホームヘルプ事業	20ページ
2 介護保険事業	21ページ
3 生活支援体制整備事業	23ページ

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

1 法人の運営

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体であることを自覚し、時代の要請や住民ニーズに対応した事業を展開していくために適正な組織運営に努めます。

特に、社会福祉法改正に伴う組織運営の透明性や信頼性を確保するため、事業実施の状況や財務状況等を積極的に公開していくとともに、厚生労働省が進める「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進など新たな福祉施策の展開に即応した体制整備を推進します。

さらに、財政面においても安定した法人運営ができるよう、従来ので会費や寄付金収入、介護保険事業収入の拡充のみならず、収益事業等新たな財源の確保についても研究し、安定的な経営基盤の確保に努めます。

また、福祉専門職としての職員の意識及び資質の向上を図るため、外部研修への積極的な参加はもとより、新任職員に対する研修や内部研修の充実、職員の福祉関連資格取得を支援するなど、組織体制および経営基盤の強化に努めます。

(1) 組織の運営

- ① 評議員会の開催（法人の議決機関、評議員25名以上30名以内）
 - ・ 5月の定時評議員会のほか、必要に応じ開催
- ② 理事会の開催（法人の執行機関、理事10名以上15名以内・監事2名）
 - ・ 定例会議の開催
- ③ 委員会の開催
 - ・ 理事会に専門的事項について審議するための、総務委員会（主に組織運営）、企画委員会（主に事業推進）及び表彰審査委員会を設置し、必要に応じ開催
- ④ 監査の実施
 - ・ 監事による決算監査の実施（年1回）
 - ・ 内部監査人（担当理事）による内部会計監査の実施（年2回）
 - ・ 事務局長による会計事務担当団体の内部会計監査の実施（年2回）
 - ・ 君津郡市広域市町村圏事務組合による社会福祉法人指導監査
 - ・ 君津市による財政援助団体等監査
- ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催（5名）
 - ・ 必要に応じて開催

(2) 事務局体制の強化

- ① 職員の資質向上
 - ・千葉県社会福祉協議会等が実施する各種研修会等への積極的な参加
 - ・職能団体や行政機関等が実施する実務研修会等への参加
 - ・定例職員会議の開催
 - ・職員研修会の実施
 - ・職員の資格取得支援（受講料や登録料等の補助）
 - ・外部研修で会得した内容を職員に伝える伝達研修会の実施
 - ・新任職員に対する指導研修の実施
- ② 実習生等の受入 **※新規**
 - ・社会福祉士試験受験資格取得課程にかかる相談援助実習生の受入れ
 - ・介護職員初任者研修課程にかかる講師の派遣
- ③ 役員体制の強化
 - ・役員研修会の実施
 - ・千葉県社会福祉協議会等が実施する研修会への参加
 - ・福祉情報の定期的な提供（NORMA社協情報、ボランティア情報等）
- ④ 苦情解決体制の整備
 - ・苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置
 - ・社会性や客観性の確保、利用者の立場や特性に配慮した適切な苦情解決を図るため、公平・中立な立場にある第三者委員を置く（3名）

(3) 法改正等への対応

福祉関連法の改正等への対応

- ・社会福祉法人制度改革に伴う、計算書類や現況報告書の公表等事業運営の透明性の向上
- ・公正な支出管理及び内部留保の明確化等、財務規律の強化
- ・地域共生社会実現に向けた視点による事業運営の強化

(4) 運営財源の確保

- ① 会員の募集
 - ・一般会員 自治会を通じて世帯に依頼（5月）
 - ・賛助会員 個人や法人、団体に依頼（通年）
君津市社会福祉協議会のパンフレットを活用し、賛助会員の拡充に努める
- ② 福祉チャリティーイベントの開催
 - ・第21回君津市福祉チャリティーゴルフ大会（7月）
ゴルフ大会をとおして福祉意識の啓発と運営財源の確保を図る
- ③ 共同募金運動への協力（千葉県共同募金会君津市支会）
 - ・赤い羽根共同募金（10月1日～3月31日）
 - ・歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）
- ④ 新規財源確保の検討
 - ・新たな助成金や収益事業の先進地事例に関する情報収集を実施

2 社会福祉事業の企画及び実施

「すべての人が共に生きることができる社会が普通の社会である」というノーマライゼーションの理念を基盤に事業を実施していますが、事業を企画する際は、日々変化する社会情勢や福祉ニーズを念頭に入れ、趣旨や目的を明確にするとともに、事業評価を常に実施し、より効果的な内容や方法を追及します。

また、地域住民全員が地域福祉の主役であるという視点で、住民の福祉意識の高揚、自分らしく生きがいを持った福祉活動への参加促進が図られるよう、社会福祉事業を企画、実施します。

(1) 高齢者福祉事業

- ① 卒寿記念事業（9月～10月）
 - ・卒寿者への記念品贈呈
- ② シニアクラブへの助成
 - ・君津市シニアクラブ連合会への助成

(2) 障害者福祉事業

- ① 障害児者交流事業
 - ・障害者世帯を対象に日帰りのバスハイクを実施
- ② 視覚障害者への情報提供（通年）
 - ・朗読ボランティアの協力により広報等をCD等へ録音し「声のお便り」として視覚障害者へ提供
- ③ 障害者団体への助成
 - ・障害者当事者団体への助成
 - ・就労継続支援施設への助成

(3) 児童福祉事業

- ① ひとり親家庭交流事業
 - ・ひとり親家庭を対象に、日帰りのバスハイクなどを実施
 - ・ひとり親家庭のネットワークづくりを支援
- ② 児童危険防止事業（通年）
 - ・学校、PTA等との協力、連携により危険防止資材を配付・設置
- ③ 子どもの遊び場の整備
 - ・子どもの遊び場の整備を行う自治会への助成
- ④ 私立保育園への助成
 - ・私立保育園への助成

- ⑤ 学童クラブへの助成
 - ・学童クラブ（放課後児童健全育成事業）への助成

(4) 福祉功労顕彰事業

第47回君津市社会福祉大会の開催（1月）

- ・福祉事業功労者の顕彰
- ・社会福祉に関する講演会や意見体験発表等
- ・地域福祉団体、施設による展示、販売

(5) 住民ふれあい交流事業

健康と福祉のふれあいまつりの開催

- ・君津市、君津市社会福祉協議会、健康と福祉のふれあいまつり実行委員会の共催により開催
- ・登録ボランティアグループ・地区社会福祉協議会等による活動紹介やバザー等
- ・ボランティアセンター・ふれあい相談室等の紹介

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

歳末たすけあい見舞（12月）

- ・民生委員児童委員の協力により福祉対象者（重度身体障害児者、重度知的障害児者、重度精神障害者、寝たきり高齢者、両親不在児童・生徒）に歳末たすけあい見舞を実施

(7) 君津市社会福祉協議会バス運営事業

君津市社会福祉協議会バスの管理運営

- ・地域福祉推進を目的とする団体や事業のためのバスの運営

(8) 福祉器機等貸出事業

福祉器機等の貸出（随時）

- ・福祉カー、車いす（自走式・介助式）の無料貸出し
- ・高齢者疑似体験セットやテント、プロジェクター等、福祉教育や地域福祉を目的とする事業実施に必要な機器等の無料貸出し
- ・福祉カーの大きさや仕様等の見直しの上福祉カーを新規購入し、現在の車両と入れ替えを実施

(9) 災害見舞事業

災害見舞（随時）

- ・火災や風水害の被災者に災害見舞を実施

3 社会福祉に関する調査研究、広報啓発

地域共生社会の推進や地域包括ケアシステムの構築等、福祉を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、社会福祉協議会に求められている役割を果たすため、社会福祉に関する調査や福祉ニーズの把握など情報収集に努めます。

また、住民に対する情報提供を強化するため、従来の広報紙「福祉きみつ」やホームページによる情報提供に加え、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報発信を行い、本会の活動や福祉情報について若者から高齢者まで幅広く情報提供できるよう努めます。

(1) 調査研究事業

- ① 社会福祉に関する調査研究
 - ・法人運営や事業推進に関する調査研究を実施
- ② 福祉ニーズ等の把握
 - ・事業参加者や施設利用者等にアンケートを行い、参加者からの意見等を把握する
 - ・地区福祉推進委員会議や地区社会福祉協議会などの協力により、福祉ニーズ等の把握に努める
 - ・生活支援コーディネーターの業務や地域ケア会議への参加を通して、地域の福祉課題を収集する

(2) 広報啓発事業

- ① 広報紙「福祉きみつ」の発行
 - ・広報紙「福祉きみつ」通常号（年4回）及び共同募金特集号（年1回）を発行し、住民に対して本会事業と社会福祉の理解促進を図る
 - ・読者モニター制度や住民を交えた編集会議を開催することで、読みやすい紙面づくりに努める
 - ・紙面クイズ応募者から紙面への感想を募るなど、読み手の意見が紙面づくりに反映できるような方策の検討を継続する
 - ・自治会を通じての回覧及び公共施設等での配布とともに配布場所を拡大する
- ② ホームページによる情報提供
 - ・社会福祉協議会の事業、ボランティア情報及び福祉情報を随時更新する
- ③ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による情報発信 **※新規**
 - ・インスタグラムやフェイスブック等を利用して情報を発信する
- ④ 君津市社会福祉協議会パンフレットによる啓発
 - ・社会福祉協議会のパンフレットを作成し啓発を行う
- ⑤ 市民講座（君津市役所のまちづくりふれあい講座）
 - ・まちづくりふれあい講座に本会の事業に関するメニューを登録し、社会福祉協議会の事業内容について住民の理解を深める
- ⑥ 君津市社会福祉協議会マスコットキャラクターの活用
 - ・キャラクターグッズを活用し本会のPRを行う

4 社会福祉施設の管理運営

君津市福祉作業所「ふたば園」及び君津市福祉作業所「ミツバ園」（いずれも君津市から指定管理者として指定）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する就労継続支援B型事業所であり、通常の事業所に雇用されることや雇用契約に基づく就労が困難である方に、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供をするほか、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援を行います。なお、平成30年度で指定管理期間が終了となることから、平成31年度以降も本会が指定管理者として指定が受けられるよう、申請に向けて準備を進めます。

また、君津市地域福祉推進センターゆうゆう館（君津市から指定管理者として指定）では、地区社会福祉協議会やシニアクラブ、障害者団体、ボランティアグループなど、君津市社会福祉協議会が有する住民同士のネットワークや社会資源を、積極的に活用し、「地域住民相互の交流」や「地域連帯の強化」、「健康の増進」など、施設の設置目的が果たされるように努めます。

(1) 君津市福祉作業所「ふたば園」管理運営事業

（指定管理期間：平成28年度～30年度）

① 施設の管理運営

- ・職員の配置（管理者(所長)、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、計4名）
- ・個々の利用者の希望や特性を的確に把握した上で、生産活動の目標設定をし、その実現のための支援を行う
- ・利用者の自己選択及び自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行う
- ・利用者及び保護者からの要望を常に把握し、平等・公平な施設利用に努める
- ・社会生活能力の向上や基本的生活習慣の確立を目指すための支援を行う
- ・地域の伝統行事やイベントに積極的に参加し、社会参加を推進する
- ・安全で快適な作業環境の中で利用者が生活できるように努める
- ・職員は絶えず自己研さんに励み、質の高いサービスを提供する
- ・個別支援計画の作成及び見直し
個別面談やアンケートを実施し、利用者・保護者の要望等を計画に反映
- ・能力や適性に応じた作業の提供
個々の利用者が意欲的に取り組めるよう多様な作業内容を準備し提供する
- ・社会生活能力の向上や基本的生活習慣の確立を目指すための支援
日常生活訓練、転倒防止・筋力強化運動、買物実習、販売実習、生活相談
所外学習（年2回）、調理実習（年6回）
- ・利用者の健康管理
健康観察、菜の花体操・散歩、体重・体脂肪・血圧測定、健康相談、健康診断、
歯科検診等
- ・イベント行事への参加
手をつなぐスポーツの集い、健康と福祉のふれあいまつり、合同クリスマス会、
ミツバ園との交流
- ・事業の啓発、作業製品の販売
健康と福祉のふれあいまつり、公民館文化祭、障害者週間、社会福祉大会等

- ・利用者支援のケース検討会議（毎週実施）
- ・工賃向上に関わる有効性評価の結果をもとに改善を図る

② 生産活動の機会の提供

- ・業者委託の受注作業（手提げ紙袋作成、アルミケース容器詰め等）
- ・自主作業（牛乳パックによる手すき紙等の製作、野菜類の栽培、レアメタル等資源回収、古紙回収）

③ 指定管理期間満了に伴う申請準備 ※新規

- ・平成31年度からも引き続き指定管理者として指定が受けられるよう、募集申請に向けて準備を進める

(2) 君津市福祉作業所「ミツバ園」管理運営事業

（指定管理期間：平成28年度～30年度）

① 施設の管理運営

- ・職員の配置（管理者(所長)、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、計4名）
- ・個々の利用者の希望や特性を的確に把握した上で、生産活動の目標設定をし、その実現のための支援を行う
- ・利用者の自己選択及び自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行う
- ・利用者及び保護者からの要望を常に把握し、平等・公平な施設利用に努める
- ・社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援を行う
- ・地域の伝統行事やイベントに積極的に参加し、社会参加を推進する
- ・安全で快適な作業環境の中で利用者が生活できるように努める
- ・職員は絶えず自己研さんに励み、質の高いサービスを提供する
- ・個別支援計画の作成及び見直し
個別面談やアンケートを実施し、利用者・保護者の要望等を計画に反映
- ・能力や適性に応じた作業の提供
個々の利用者が意欲的に取り組めるよう多様な作業内容を準備し提供する
- ・社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援
日常生活訓練、転倒防止・筋力強化運動、買物実習、販売実習、生活相談
所外学習（年2回）、調理実習（年8回）
- ・利用者の健康管理
健康観察、菜の花体操・散歩、体重・体脂肪・血圧測定、健康相談、健康診断、
歯科検診等
- ・イベント行事への参加
手をつなぐスポーツの集い、健康と福祉のふれあいまつり、合同クリスマス会、
ふたば園との交流
- ・事業の啓発、作業製品の販売
健康と福祉のふれあいまつり、障害者週間、社会福祉大会、市役所での販売等
- ・利用者支援のケース検討会議（毎週実施）

- ② 生産活動の機会の提供
 - ・業者委託の受注作業（粉体食品箱詰め・袋詰め、アルミケース容器詰め、玩具組み立て）
 - ・自主作業（編み物・ビーズ作品製作、野菜類の栽培及び加工販売、レアメタル等資源回収、古紙・アルミ缶回収）
- ③ 指定管理期間満了に伴う申請準備 **※新規**
 - ・平成31年度からも引き続き指定管理者として指定が受けられるよう、募集申請に向けて準備を進める

(3) 君津市地域福祉推進センター「ゆうゆう館」管理運営事業

（指定管理期間：平成29年度～31年度）

- ① 施設の管理運営
 - ・利用者の接遇、施設の貸出、冷暖房等各種機器の操作管理を行う職員の配置（事務員1名）
- ② 地区社会福祉協議会活動との連携
 - ・君津西地区社会福祉協議会や君津南地区社会福祉協議会と連携し、高齢者のサロン活動や介護予防の活動などの拠点として活用
- ③ 利用者の意見及び要望等の把握
 - ・君津市と協議の上、利用者に対しアンケートを実施

Ⅱ 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域住民の自主的な活動を基盤に、見守りや声かけ、安否の確認など日常的な支援活動をはじめ、ふれあい・いきいきサロンや敬老会の開催など様々な事業を実施しています。

これらの福祉活動を充実させるため、地区社協と本会が連携していつでも、だれもが主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりに努めます。

また、地区社協に対する住民の理解や関心が高まるよう、福祉活動に関わる人材の確保、育成に努めるとともに民生委員児童委員協議会、自治会、教育機関など社会資源との協働による地区社協活動が継続、発展するよう支援します。

(1) 地区社協活動の基盤整備

- ① 地区社協活動の連絡・調整
 - ・地区社協連絡会議の開催
- ② 活動拠点の検討
 - ・地区からの要望をふまえて行政等の関係機関との調整
- ③ 地域福祉人材の確保・育成
 - ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成
 - ・コミュニティーソーシャルワーカーの育成
 - ・各種研修会等の情報提供

(2) 地区社協活動の支援・助成

地区社協活動への支援・助成

- ・君津東地区社会福祉協議会（八重原・周南中学校区）
- ・君津中地区社会福祉協議会（君津中学校区）
- ・君津西地区社会福祉協議会（周西中学校区）
- ・君津南地区社会福祉協議会（周西南中学校区）
- ・小糸地区社会福祉協議会（小糸中学校区）
- ・清和地区社会福祉協議会（清和中学校区）
- ・小櫃地区社会福祉協議会（小櫃中学校区）
- ・上総地区社会福祉協議会（久留里・松丘・亀山中学校区）

(3) 小地域福祉フォーラムの推進

小地域福祉フォーラムの推進支援

- ・地区社協区域ごとの小地域福祉フォーラムの推進を支援

地区社会福祉協議会で実施している主な事業

【 見守り 】

ひとり暮らし高齢者への友愛訪問型食事サービス
ひとり暮らし高齢者友愛訪問
ひとり暮らし高齢者見守り事業
寝たきり高齢者介護世帯への友愛訪問
障害者友愛訪問

【 交流事業 】

敬老会
ひとり暮らし高齢者とボランティアとの会食会（花見会・クリスマス会等）
ひとり暮らし高齢者バスハイク
高齢者世帯バスハイク

【 ふれあい・いきいきサロン 】

高齢者ふれあい・いきいきサロン

【 生きがい支援 】

90歳到達者へ記念品贈呈
結婚50周年夫婦へ記念品贈呈
おしどり夫婦へ祝い品贈呈
男の料理教室

【 福祉教育・子育て支援 】

小中高等学校との連携による福祉活動や福祉講座
小学校での福祉体験学習会
子育てサロン
通学路でのあいさつ運動

【 世代交流 】

ひとり暮らし高齢者激励（小学生の手書きによる年賀状等の送付）
多世代交流（グラウンド・ゴルフ大会、スポーツ大会等）

【 危険防止・防犯 】

児童生徒のための事故防止や防犯パトロール

【 広報・啓発 】

福祉広報紙の発行

【 調査研究 】

福祉ニーズ・意識調査

【 研修・講座等 】

福祉講演会、健康講演会、ボランティア養成講座、介護教室等
役員・ボランティア視察研修
地域イベントへの参加

2 君津市地域福祉活動計画の進行管理・次期計画策定

地域住民が福祉のまちづくりに向けた明確な目標を設け、計画的に取り組むため、平成26年度から平成30年度までの5か年間で推進期間とする「第二次君津市地域福祉活動計画」に基づき、地域との連携を深めながら福祉活動の推進を図っていきます。

また、平成31年度を計画初年度とする第三次君津市地域福祉活動計画は、現行計画に引き続き、君津市が策定する君津市地域福祉計画と一体的に策定します。

策定にあたり、地区福祉推進委員会等との協力により、地域の取り組みや福祉ニーズの把握等を行い、次期計画に反映させていきます。

(1) 第二次君津市地域福祉活動計画の進行管理

- ① 君津市地域福祉活動計画推進委員会の開催（各選任区分の委員12名以内で構成）
 - ・ 第二次君津市地域福祉活動計画の進行管理・評価点検
- ② 地区福祉推進委員連絡会議の開催（各地区代表委員計40名で構成）
 - ・ 地区における住民の意見等を集約し、計画推進委員会に提言
 - ・ 地区間の連絡調整・情報交換
- ③ 地区福祉推進委員会等の援助（地区ごとに概ね20名以内で構成）
 - ・ 各地区の地区福祉推進委員会等の活動支援及び助言

(2) 第三次君津市地域福祉活動計画の策定

- ① 君津市地域福祉活動計画推進委員会の開催
 - ・ 第三次君津市地域福祉活動計画の策定方針について協議
 - ・ 第三次君津市地域福祉活動計画について協議
- ② 地区懇談会等の実施
 - ・ 住民懇談会等を実施し、福祉ニーズを把握する
 - ・ 地区福祉推進委員会等の協力を得る
- ③ 取り組みの重点目標の設定
 - ・ 地区福祉推進委員会等において、地区ごとの取り組みの重点目標を協議
 - ・ 地区福祉推進委員連絡会議において、地区ごとの取り組みの重点目標を確認
 - ・ 作業部会を設け、市社協の取り組みの重点目標を協議

3 社会福祉団体の活動支援・援助育成

社会福祉関係団体及び当事者団体が、地域の社会資源としてその機能を最大限に発揮し、その目的や役割を達成できるよう支援します。

事務受託の社会福祉団体については、会員の主体的な団体運営を目指すという共通理解を図り、事務分担や援助内容を明確にして、団体が円滑に事務や事業を行えるよう援助します。

また、社会福祉施設や団体の助成をする際は、対象や基準を明確にして助成の公平化、事業の適正化を図ります。

(1) 民生委員児童委員の活動に関する事業

- ① 君津市民生委員児童委員協議会の運営事務
 - ・君津市民生委員児童委員協議会

- ② 地区（法定単位）民生委員児童委員協議会の運営事務
 - ・君津東地区民生委員児童委員協議会
 - ・君津中地区民生委員児童委員協議会
 - ・君津西地区民生委員児童委員協議会
 - ・君津南地区民生委員児童委員協議会
 - ・小糸地区民生委員児童委員協議会
 - ・清和地区民生委員児童委員協議会
 - ・小櫃地区民生委員児童委員協議会
 - ・上総地区民生委員児童委員協議会

(2) 福祉団体の援助育成

社会福祉を目的とする団体の運営及び援助育成

- ・君津市遺族会
- ・君津市傷痍軍人会
- ・君津市ひとり親家庭友の会
- ・君津リバーズ協会
- ・君津市シニアクラブ連合会

(3) 保護司の活動に関する事業

保護司会への助成

- ・君津地区保護司会君津支部への助成

4 ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティア活動は、気軽にできるものから専門性を持ったものなど幅広い活動があり、社会参加を支援するなどの重要な役割を果たしています。

これからのボランティア活動の活性化を図るために、広報啓発活動及び相談窓口を充実させるとともに、活動の担い手となる新たな人材の発掘及び継続的なボランティア活動の支援に努めます。

さらに、千葉県社会福祉協議会、行政及びボランティア連絡協議会等との連携を強化し、災害発生時の支援体制を整備します。

また、地域社会で生きる子ども達の福祉意識を高めるために「地域福祉教育推進事業」を実施し、学校教育における福祉活動の取り組みを支援し、次世代を担う若い人材の育成に取り組みます。

(1) 君津市ボランティアセンター

① 事業内容

- ・ボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の登録・斡旋
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・ボランティア活動保険への加入
- ・プルタブや古切手等の収集・受入

② ボランティアセンター啓発事業

- ・ボランティアセンターパンフレットの活用
- ・ホームページの活用
- ・広報紙「福祉きみつ」内に広報紙「ボランティアひろば」を掲載し、ボランティアに関する情報を提供を行う
- ・図書館や公民館においてボランティア活動に関する啓発や情報提供を行う

③ コーディネート体制の充実

- ・コーディネーターの配置（専任2名）
- ・ボランティアコーディネーター研修（県社協主催）等研修会への積極的な参加

④ ボランティア活動の推進

- ・事業やイベントの内容を幅広く把握することで、地区社協活動や地域団体等との連携により、ボランティアに対し、豊富な情報提供をする
- ・社会福祉協議会が実施する事業やイベントにおいて積極的にボランティアが活動できる場面を設ける

(2) ボランティア養成事業

① ボランティア入門講座

- ・飛び入りボランティア体験講座を実施（年2回）
- ・行政のまちづくりふれあい講座でボランティア養成講座を実施

- ② ボランティア専門講座
 - ・専門的なボランティア活動に必要な知識や技術を習得するための講座を実施

(3) ボランティア活動の活性化事業

- ① 君津市ボランティアの集い
 - ・ボランティア連絡協議会およびボランティアの集い実行委員会との共催で実施
- ② ボランティアと障害者との研修・交流会
 - ・ボランティアと障害者相互の理解を深めるための研修及び交流会を実施
- ③ ボランティア活動への助成
 - ・君津市ボランティア連絡協議会への助成
 - ・登録ボランティアグループ及び個人ボランティアへの助成

(4) 災害時支援体制整備事業

- ① 災害時への対応
 - ・職員が災害時対応マニュアルを深く理解し、災害時の対応に備える
 - ・訓練などをとおしてマニュアルを随時改訂し、実際の災害に備える
- ② 災害ボランティアセンター運営訓練
 - ・災害発生時を想定し、災害時対応マニュアルに従い君津市や千葉県社会福祉協議会などの関係機関と連携して、災害ボランティアセンターの運営訓練等を実施

(5) 福祉教育の推進

- ① 福祉体験出前講座
 - ・ボランティア団体や地区社協等との連携により、小・中学校および地域団体に向いて、車いす体験や講話を実施
 - ・福祉体験出前講座協力者懇談会を実施
- ② 福祉体験ボランティア学習
 - ・高校生を対象に介護体験学習を実施、福祉人材の育成を図る
- ③ 福祉の標語コンクール
 - ・市内小・中学校の児童・生徒を対象に標語コンクール等を実施
- ④ 地域福祉教育推進事業
 - ・市内公立小・中学校のうち2校をモデル校として指定し、福祉教育の推進を支援するとともに、事業費を助成する

Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（権利擁護・総合相談）

1 日常生活自立支援事業（受託事業）

日常生活自立支援事業は、高齢者や障害者で判断能力が不十分な状態にある方であっても、本人の意思や能力を尊重して、契約に基づき福祉サービスの利用援助、日常生活の金銭管理等のお手伝いをすることで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する事業です。

今後さらに、日常生活自立支援事業による支援が必要な方の増加が想定されることから、事業の実施体制を強化するとともに、専門員および生活支援員の資質の向上に努めます。

(1) 福祉サービス利用援助事業

- ① 成年後見支援センターの運営
 - ・専門員の配置（兼任3名）
 - ・事務員の配置（兼任1名）
 - ・生活支援員の拡充
 - ・千葉県後見支援センター主催の専門員及び生活支援員研修への参加
 - ・生活支援員研修会の開催
 - ・関係機関連絡会議の開催
 - ・行政のまちづくりふれあい講座において日常生活自立支援事業の説明

- ② 福祉サービス利用援助事業等の実施
 - ・福祉サービス利用援助
福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用開始や中止の支援、
苦情解決制度を利用するための支援
弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等の紹介
 - ・財産管理サービス
医療費・税金・公共料金等の支払い、生活費の払い出し等の支援
 - ・財産保全サービス
年金証書・預金通帳・不動産権利証書・契約書・実印・銀行印等の預かり支援

2 成年後見事業 ※新規

成年後見制度は、判断能力が不十分な方に対して、財産侵害や人間としての尊厳がそこなわれたりすることがないように、法律的に保護し支援するための制度です。

「日常生活自立支援事業」だけでは日常生活に支障がある方が増加しており、成年後見制度の必要性が高まっている中で、弁護士や司法書士等の専門職後見人が不足してきている状況であり、法人として関係機関や地域住民とのネットワーク等を生かしながら、成年後見事業に取り組み、事業の実施体制の強化に努めます。

(1) 成年後見事業

- ① 成年後見支援センターの運営
 - ・ 専門員の配置（兼任3名）
 - ・ 事務員の配置（兼任1名）
 - ・ 関係機関連絡会議の開催
 - ・ 行政のまちづくりふれあい講座において成年後見制度の説明
 - ・ 成年後見支援センター運営委員会の開催

- ② 成年後見事業の実施
 - ・ 成年後見事業の啓発
 - ・ 成年後見に関する相談及び情報提供
 - ・ 高齢者や障害者等の成年後見人等としての業務
 - ・ 成年後見受任調整会議の実施
 - ・ 成年後見事業に関する研修会への参加
 - ・ 関係機関連絡会議への参加

3 福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るため、「生活福祉資金」等の相談・貸付（千葉県社会福祉協議会から受託）を行います。特に、円滑な事業運営に努め、住民の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

また、君津市社会福祉協議会独自の貸付事業として、生活保護の申請者に対する生活保護費受給開始までのつなぎ資金「君津市ふれあい資金」の相談及び貸付を行います。

(1) 生活福祉資金等貸付事業（受託事業）

① 相談支援体制の充実

- ・生活福祉資金相談員及び自立生活支援員の配置（専任1名 兼任1名）
- ・貸付滞納者に対する個別相談及び自立生活支援
- ・研修会への参加による資質向上
- ・生活自立支援センターきみつ、ハローワーク、行政機関及び担当民生委員児童委員との連携

② 生活福祉資金等の貸付実施

- ・低所得世帯、高齢者及び障害者世帯等の経済的自立と安定した生活の維持を図るために、生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金）等貸付の取扱い

(2) 君津市ふれあい資金貸付事業

君津市ふれあい資金の貸付実施

- ・市内に居住する生活保護を申請した世帯を対象に、その支給が開始されるまでのつなぎの生活資金を貸付
- ・関係行政機関や民生委員児童委員との連携による滞納者への償還促進

4 ふれあい相談事業

福祉総合相談窓口として「君津市ふれあい相談室」を設け、住民の抱えるさまざまな悩みや問題の相談に応じて解決に向けた援助を行います。

住民がいつでも気軽に相談を受けられるよう、事業について広く周知を図るとともに、専任相談員及び専門相談員を配置し、解決機能、即応機能を高めます。

また、行政との連絡調整を行い、教育、保健医療等他機関や地域で相談援助活動をしている民生委員児童委員とも連携を図り、潜在するニーズの早期発見や早期解決に努めます。

(1) 君津市ふれあい相談室

① ふれあい相談室の運営

- ・専任相談員の配置（専任1名）
- ・君津四市相談事業運営研究協議会への参加

② ふれあい相談事業の実施

- ・心配ごと相談（専任相談員）平日
専任相談員による日常生活の中での様々な悩み事や心配ごとの相談
- ・心配ごと相談（民生委員児童委員）
民生委員児童委員による悩み事や心配ごとの相談
君津地区 第2・第4木曜日
君津地区以外 行政の市民相談日にあわせて各地区公民館で開催
- ・法律相談（弁護士）第1火曜日・第3金曜日
弁護士が法律の一般的な説明を行い、問題解決を支援するための相談
- ・こころの相談（カウンセラー）第2・第4水曜日・第3火曜日
夫婦関係、親子関係、友人関係などで精神的な苦痛を受けて悩んでいる方などの
カウンセリング

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

1 住民参加型ホームヘルプ事業

子どもから高齢者までの全ての世代の住民一人ひとりが、将来にわたって安心して生活できるよう、住民同士の助け合いによる会員制の有償相互援助活動の更なる充実を図ります。

「ホームケアサービスあんしん事業」では、地域包括ケアシステムの構築に関連して、住民の支えあいによるサービスの必要性が高まっており、また、地域からの要望に応えられるような態勢づくりが望まれていることから、地域の団体の会議などあらゆる機会をとらえて、積極的に協力会員の募集を行います。

また、次代の地域を担う子どもの成長を地域全体で応援するため、子育てに係る負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境を整備する仕組みを推進するために「君津市ファミリーサポートセンター事業（君津市から受託）」の充実を図ります。

(1) ホームケアサービスあんしん事業

- ① あんしん事業の運営
 - ・登録制（協力会員・利用会員）による有償の在宅サービス
対象者は、市内在住で日常生活において、支援が必要とされる方
 - ・サービス内容は、家事援助、産前産後の家事支援等
 - ・会員のスキルアップ・交流を目的とした交流研修会を開催
 - ・パンフレット等の活用による事業の周知
 - ・協力会員の拡充強化
- ② コーディネート体制の充実
 - ・コーディネーターの配置（兼任3名）
 - ・コーディネーター研修会への参加

(2) 君津市ファミリーサポートセンター事業（受託事業）

- ① ファミリーサポートセンター事業の運営
 - ・登録制（協力会員・利用会員）による有償の相互援助活動
サービス内容は、生後6か月から小学6年生までの子どもの預かりや送迎等
 - ・協力会員を対象とした育児サポート講習会の実施
 - ・会員の交流研修会を開催
 - ・パンフレット等の活用による事業の周知
 - ・協力会員の拡充強化
- ② コーディネート体制の充実
 - ・コーディネーターの配置（兼任3名）
 - ・コーディネーター研修会への参加

2 介護保険事業

指定介護保険事業として、訪問介護事業と居宅介護支援事業を実施しています。

公益事業として利用者やその家族の立場に立ち、利用者のニーズに柔軟に対応し、かつ良質なサービスの提供を図るために運営体制の整備や職員の資質向上に努めます。

また、本会にとっての主要な収益事業であり、地域福祉活動の展開に必要な財源確保のためにも事業規模や経費の適正化等を行い、法人経営の安定に努めます。

(1) 訪問介護事業（社協介護サービス）

- ① 訪問介護事業所の運営
 - ・ サービス提供責任者の配置（専任2名）
 - ・ 登録訪問介護員連絡会議の開催
 - ・ 登録訪問介護員現任者研修の開催
 - ・ ホームヘルパー研修会への参加
- ② 事業内容
 - ・ 365日、24時間体制でのサービス提供
 - ・ 訪問介護及び介護予防訪問介護及び第1号訪問事業計画の作成
 - ・ 身体介護・生活援助、介護予防に相当する生活援助サービスを実施
 - ・ 総合事業（訪問型サービス）の実施
 - ・ 障害者サービス実施の検討
- ③ 関係機関との連携
 - ・ 君津市介護サービス研究会への協力
 - ・ 地域包括支援室及び地域包括支援センターとの連携
 - ・ 居宅介護支援事業所との連携
 - ・ サービス担当者会議への出席
 - ・ 医療・リハビリテーション関連事業との連携

(2) 居宅介護支援事業

- ① 居宅介護支援事業所の運営
 - ・ 居宅介護支援事業所の職員配置（専任5名）
 - ・ 担当職員会議の開催（週1回以上）
 - ・ 介護支援専門員研修会への参加
- ② 事業内容
 - ・ 居宅サービス計画書の作成及び利用者の課題分析
 - ・ 介護予防支援計画書、介護予防ケアマネジメント表（総合事業）の作成（君津市地域包括支援室・地域包括支援センターから受託）
 - ・ 居宅サービス計画作成依頼等に対する援助業務
 - ・ サービス実施状況の継続的な把握及び評価
 - ・ サービス担当者会議等の実施
 - ・ 介護支援専門員実務研修受講者（実習生）の受入れ

③ 関係機関との連携

- ・地域包括支援室及び地域包括支援センターとの連携
- ・君津市介護支援専門員協議会への協力
- ・地域ケア会議等への出席
- ・医療・リハビリテーション関連事業との連携
- ・生活支援コーディネーターとの連携

3 生活支援体制整備事業

団塊の世代が後期高齢期に移行する2025年に向けて、日常生活上の支援を必要とする高齢者が増加する中、利用者のニーズにあった生活支援等サービスが行われるよう、君津市や地域包括支援センター等関係機関と連携して、既存の資源の把握や生活支援等サービスの構築、既存の組織にサービスや活動を行うよう働きかけを行う、生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援体制の充実及び強化を図ります。

(1) 生活支援コーディネーター業務（受託事業）

生活支援サービスのコーディネート業務（第1層）

- ・生活支援コーディネーターの配置（兼任3名）
- ・市内各日常生活圏域における社会資源の把握、生活支援ニーズの把握
- ・地域ケア会議への参加
- ・モデル地区の選定及び社会資源の発掘と組織化
- ・地域の関係機関及び団体間のネットワーク構築
- ・生活支援コーディネーター養成研修への参加
- ・君津市が設置する、情報共有や協働による資源開発を目的とする協議体への協力及び参加
- ・先進地の視察
- ・第2層に配置される生活支援コーディネーターとの連携体制の構築